

峡南地域魅力向上事業補助金の概要

※詳細は募集案内等をご確認ください

1 事業の目的

- 「峡南地域観光振興戦略（以下「戦略」という。）」が目指す将来目標像、未来の峡南地域の姿の達成に向け、売上げ及び観光客の増加に寄与することを目的に、峡南地域の地域資源を活用した観光商品の開発・改良について支援する。

2 募集要件（要件の（１）及び（２）又は（３）を満たす事業であることが必須）

- （１）戦略で定めた地域コンセプトなどを参考に、峡南地域５町（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）いずれかの資源を活用した観光商品の開発・改良を行うこと。
※２町以上が関連する開発等も可能
- （２）【開発型】商品販売に向けた市場調査※¹を行い、聴取した意見を踏まえた商品の再検討を行うとともに、次年度以降の詳細な販売計画を作成し、販売に向けた販路開拓の取り組み※²を行うこと。
※¹ モニターツアー、試食会など開発した商品を販売前に提供し、提供先から意見を聴取すること。
※² 道の駅や小売店、ECサイト、OTAサイトなど開発した商品の販売予定先に対し販売に関する協議等を行うことをいう。
- （３）【改良型】改良した商品を事業期間内に販売し、改良前との比較検証※等を行うこと。
※比較検証とは、改良により実績（売り上げ、販売数、来客数など）に及ぼした効果、及び、その要因、目標値と実績値の比較、今後の改善点等の分析を行うこと。
※販売は交付決定日の属する年度の９～１月の間に１か月以上行うこと。

3 募集対象者（（１）又は（２）及び（３）～（１２）を満たす者が対象。）

- （１）申請者（任意団体の場合は、構成事業者も含む）が、峡南地域に活動の拠点を置く※事業者等
- （２）申請者（任意団体の場合は、構成事業者も含む）が、本事業において峡南地域に活動の拠点を置く事業者と連携した事業を行い、峡南地域に関する商品を開発する者。
- （３）開発・改良した商品の販売計画及び数値目標など今後のビジョンを明確に持ち、本事業終了後も観光商品を収益事業として販売に繋げる意思がある者。
- （４）過去、協議会の事業で次の補助金の交付を受けた場合は、当該補助金を受けた際の事業と同一あるいは類する事業の実施ではないと協議会が認める者。
 - ・（R6年度）峡南地域観光イノベーション創出事業費補助金
 - ・（R7年度）峡南地域観光推進支援事業補助金
- （５）本事業終了後、事業成果等を富士川地域観光振興協議会等のホームページ上及び協議会が別途開催をする成果報告会等で報告・公表できる者。
- （６）本事業終了後、事業の継続的な実施状況等のフォローアップ調査を行う場合に調査に協力できる者。
- （７）法人格を有しない共同事業体（協議会等の任意団体）が申請者となる場合には、募集対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の２つの要件を満たす者。
 - ア 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - イ 自ら経理し監査する等会計組織を有すること。
- （８）本事業の申請内容と同一内容を他の公的機関等の補助事業で採択されていないこと。
- （９）法令等若しくは公序良俗に反していない、若しくは反するおそれがない者。
- （１０）会社再生法に係る更生手続きの申立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申立てがなされていない者。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でない者。

(12) その他、本補助金を交付することについて、富士川地域観光振興協議会が不適当と認める事由を抱える者でないこと。

※「活動の拠点を置く」とは、個人事業主にあっては当該地域に住所及び主たる事業所を有する者、法人等にあっては当該地域に登記された事業所を有する者とし、任意団体の場合は、規約等による所在地（事務局等）とする。

4 採択予定

- ・採択件数は 10 件を予定
- ・峡南 5 町いずれかの地域資源を活用した開発・改良事業について、各町 2 件ずつを採択

5 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	軽微な変更
<ul style="list-style-type: none">・需用費（試作材料購入費、消耗品費等）・役務費（通信運搬料、保険料等）・使用料及び賃借料・委託料（プロモーション費、商品ラベルのデザイン費等）・その他会長が事業実施に必要と認める経費（報償費（講師への謝礼）、モニターツアーでの観光施設体験料等） <p>※ただし、プロモーション費は事業費全体の 1/2 未満とする</p>	補助対象経費の 2/3 以内（補助限度額は 450 千円とする。）	<ol style="list-style-type: none">1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20% 以内を増減させる場合2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

○新規開発商品及び既存商品の開発・改良後の販売に係る経費（材料費等）や事業終了後の開発・改良した商品のプロモーションに関する経費は補助対象外

○モニターツアー、試食会など販売前の市場調査を行う経費は補助対象経費。ただし、当該市場調査で収入を得る場合は販売とみなし、かかった費用は補助対象経費とはならない。

6 事業スケジュール（予定）

- ・募集期間
[第一期] 5月 1日（金）～ 5月29日（金） 公募期間（申請書等受付期間）
[第二期] 6月19日（金）～ 7月17日（金） //
[第三期] 8月 7日（金）～ 8月28日（金） //
- ※ただし、第二期以降は各期の採択状況（予算状況）で募集をしない場合がある
- ・交付決定 申請後およそ1ヶ月以内
- ・開発、市場調査、販売 交付決定後～1月頃
- ・実績報告 交付決定の属する年度の2月12日（金）まで

7 申請書提出先

- ・峡南地域観光推進支援事業補助金窓口
(山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ(甲府市丸の内 1-6-1 TEL:055-223-1573))